

# 第7章

---

## 誘導区域・施設の設定

# 第7章

## 誘導区域・施設の設定

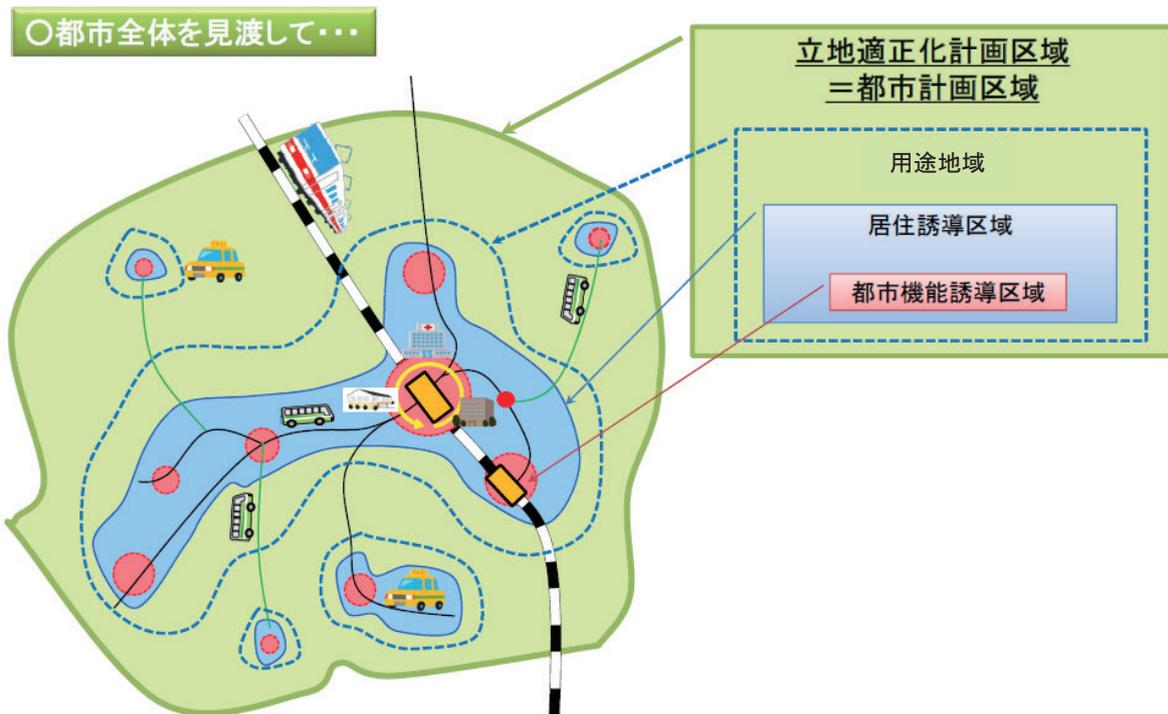
### 7-1 誘導区域の基本的な考え方

立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」の双方を定めるとともに、都市機能誘導区域の周りに居住誘導区域を定めることとなっています。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として設定するものです。都市機能誘導区域を設定し、誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前に明示することにより、生活サービス施設の誘導を図るものです。

また、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住の誘導を図る区域のことで、用途地域の中に設定します。

なお、誘導区域に設定していない地域についても、これまでと同様にさまざまな計画によりまちづくりを進め、引き続き暮らしやすさの維持・向上を図ります。



参考：「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」国土交通省都市局都市計画課

図 誘導区域のイメージ

## 7-2 都市機能誘導区域の設定

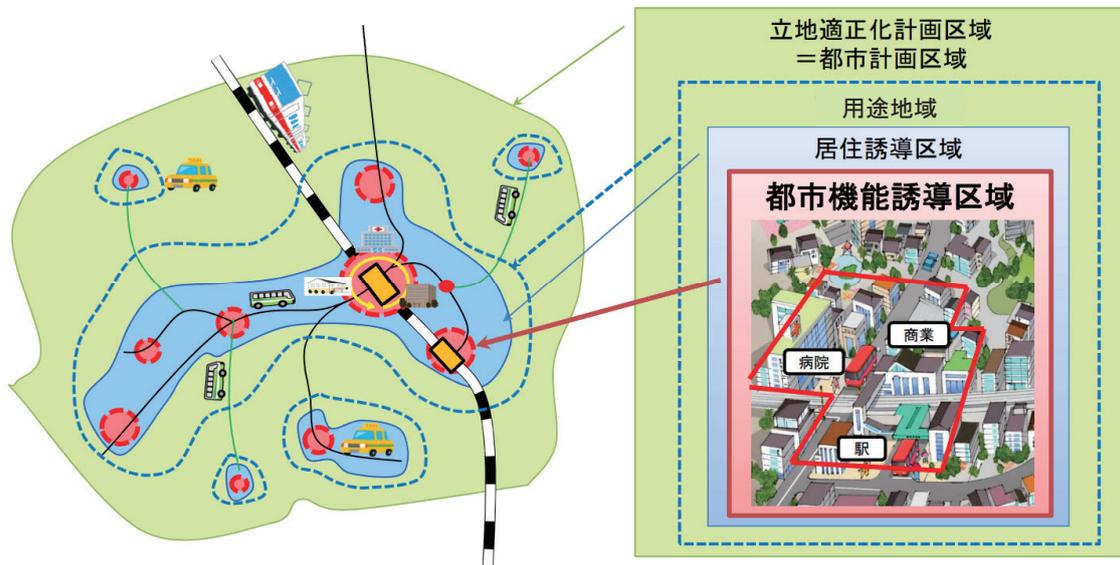
### (1) 基本的な考え方

都市機能誘導区域とは、居住誘導区域内に設定されるものであり、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活に必要な都市機能を都市の中心拠点等に誘導し、効率的な日常サービスの提供が図られるよう定める区域です。さらに、都市機能誘導区域内に必要な施設を維持、または誘導するために、誘導施設を設定する必要があります。

都市機能誘導区域は、鉄道駅やバス停等に近く、業務、商業等が集積する地区等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定する必要があります。また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲内で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが必要です。

なお、都市計画運用指針では、留意すべき事項として次のとおり定められています。

- 都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。
- 都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めること。



参考：「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」国土交通省都市局都市計画課

図 都市機能誘導区域のイメージ

## (2) 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、本市の中心部である大館駅や市役所周辺、旧比内町の中心部である比内総合支所周辺を検討対象とします。田代総合支所周辺は、立地適正化計画の対象区域である都市計画区域外であるため、検討対象としないこととします。

また、都市機能誘導区域内に集積した各種の都市機能は、子どもから高齢者まで、多世代が容易に利用できることが重要であり、徒歩や自転車等により区域内的の施設間を容易に移動できる範囲で定めることが重要です。

これらのことから、都市の中心的な区域として日常生活サービスの効率的な提供が図られるよう、次の方針に基づき都市機能誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域の条件設定

誘導方針（ストーリー）	視点と条件設定
<p><b>誘導方針 1</b>  <b>まちの賑わいと交流を促進する拠点づくり</b></p> <p>○視点 1            官民連携による新しい価値を創出する拠点づくり</p> <p>○視点 2            歴史的まちなみや公的資産等を活用した拠点づくり</p>	<p>○まちづくり方針の視点            ⇒ <b>条件 3 として設定</b></p>
<p><b>誘導方針 2</b>  <b>多世代が活躍できる場づくり</b></p> <p>○視点 3            若者・子育て世代に向けた雇用や支援の場づくり</p> <p>○視点 4            多世代が交流・活躍できる場づくり</p>	<p>○利便性と都市機能活用の視点            ⇒ <b>条件 1 として設定</b></p> <p>○都市機能の維持の視点            ⇒ <b>条件 2 として設定</b></p>
<p><b>誘導方針 3</b>  <b>安心して住み続けられる環境づくり</b></p> <p>○視点 5            歩いて暮らしやすい居住機能を向上させる環境づくり</p> <p>○視点 6            公共交通と連携した、利便性が高く安心して住み続けられる環境づくり</p>	<p>○安全性の視点            ⇒ <b>条件 4 として設定</b></p> <p>○快適性の視点            ⇒ <b>条件 5 として設定</b></p>

## (3) 都市機能誘導区域の設定手順

## &lt;視点&gt;

## &lt;条件設定&gt;

<b>条件 1</b> <b>利便性と都市機能活用の視点</b>	日常生活における都市機能と公共交通の利便性が高い区域（行政施設の圏域または都市機能数5以上の圏域、かつ交通結節点2箇所以上の圏域）の抽出
<b>条件 2</b> <b>都市機能の維持の視点</b>	「条件1」で抽出した区域と連担する都市機能が既に集積している地域（商業地域・近隣商業地域）の追加
<b>条件 3</b> <b>まちづくり方針の視点</b>	進行中の計画（大館市歴史的風致維持向上計画等）や事業箇所（土地区画整理事業等）との整合確認
<b>条件 4</b> <b>安全性の視点</b>	災害リスクの高い区域として、米代川・長木川・下内川浸水想定区域（0.5m以上）・土砂災害危険区域・2007（平成19）年洪水被害区域・2013（平成25）年豪雨被害区域を除外
<b>条件 5</b> <b>快適性の視点</b>	良好な居住環境にふさわしくない施設が立地する可能性がある工業系用途地域（工業専用地域・工業地域・準工業地域）の除外
<b>条件 6</b> <b>具体的な区域設定</b>	条件5までに抽出された区域を基本とし、明示性のある道路（国道・県道・主要地方道・市道）を境界として、都市機能誘導区域を設定 ※道路の境界は、区域外側の道路端までを区域に含めることとします。

## 【比内地域について】

都市計画区域に指定されている比内地域は、条件1の交通結節点2箇所以上の圏域に該当しないため、誘導区域は設定しないものとします。

(4) 都市機能誘導区域の具体的な設定

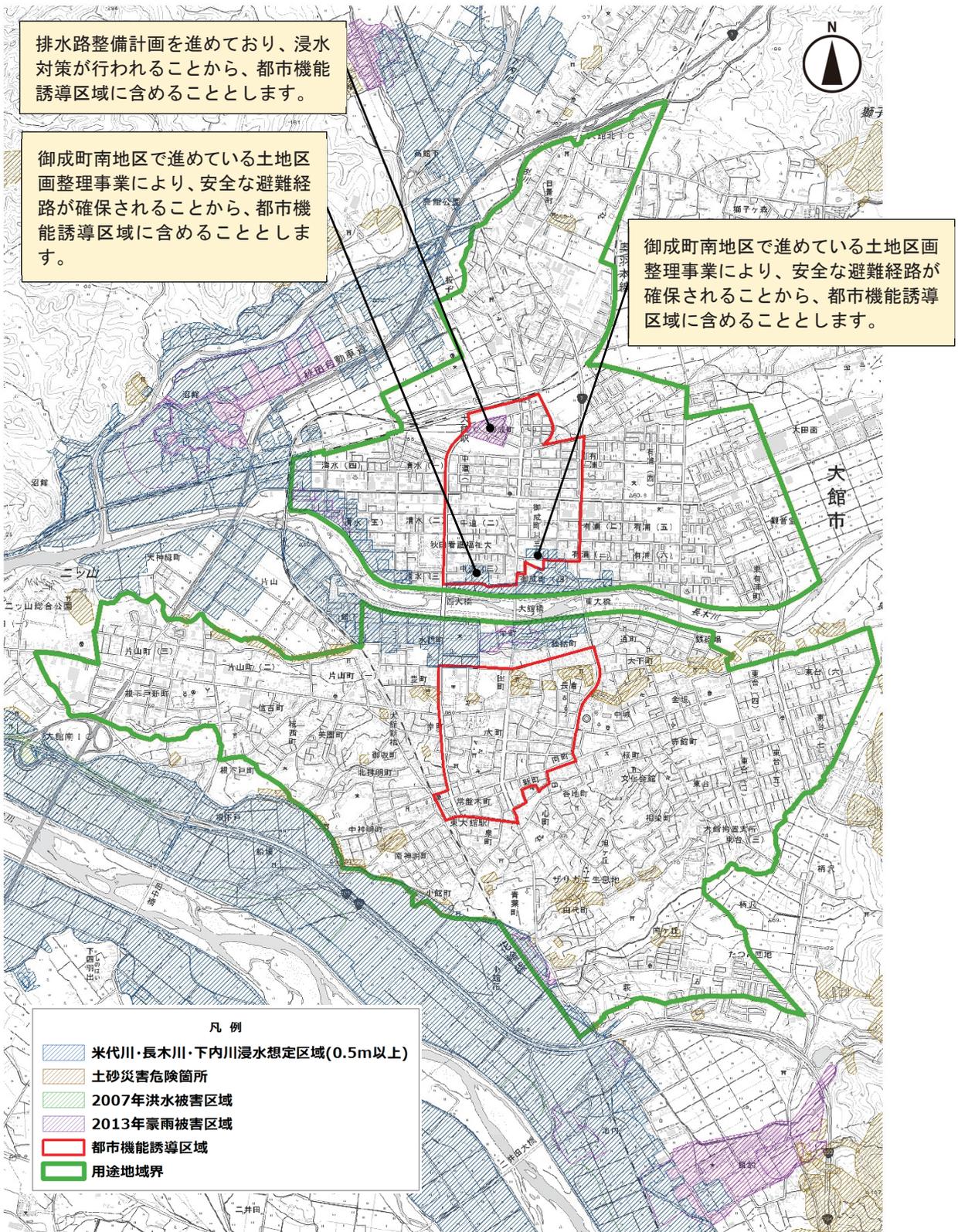


図 都市機能誘導区域の具体的な設定

## (5) 都市機能誘導区域

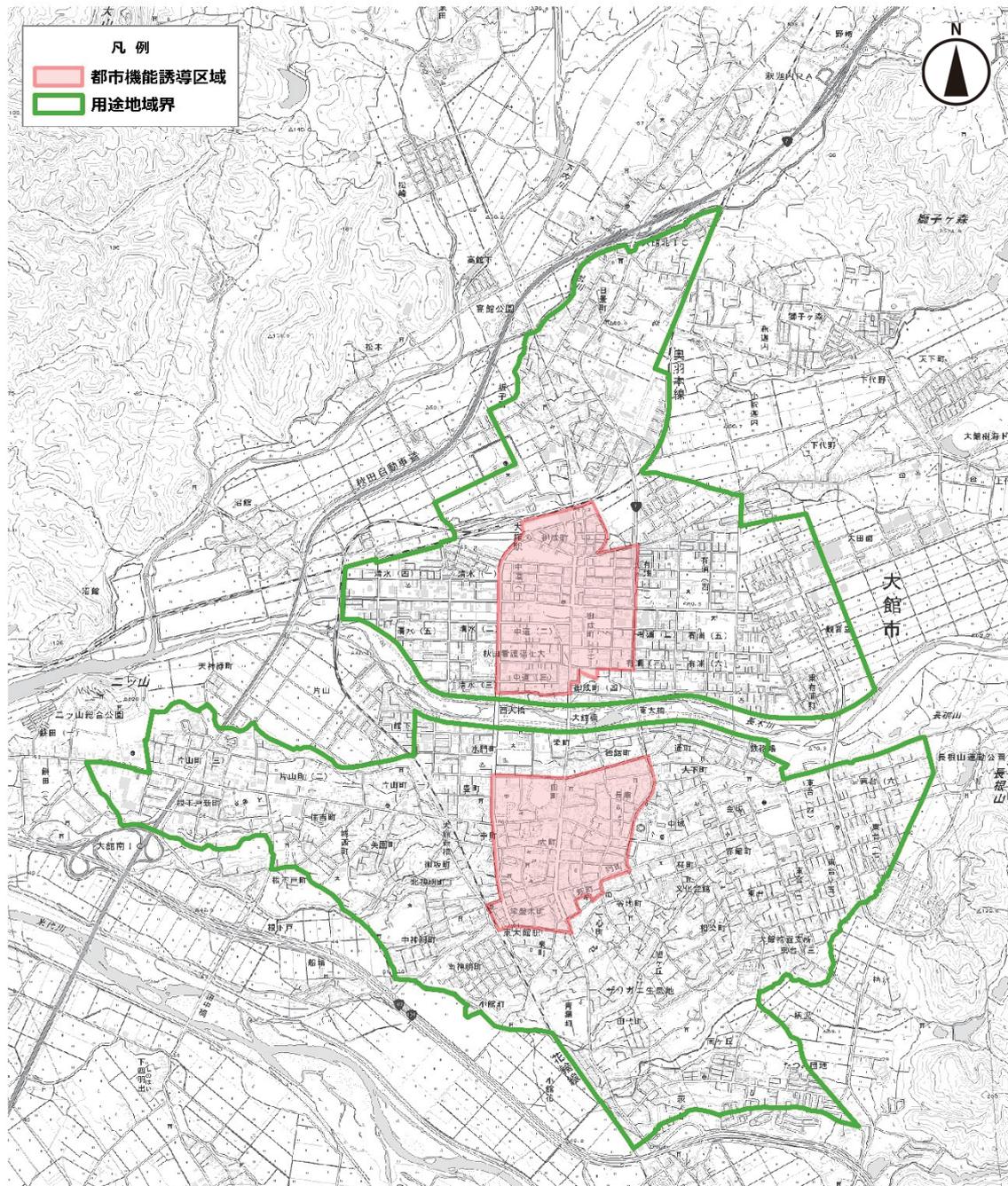


図 都市機能誘導区域

## ※都市機能誘導区域からの除外について

本計画の公表日時点において、米代川・長木川・下内川浸水想定区域（0.5m以上）、土砂災害危険区域に指定されている区域は除きます。

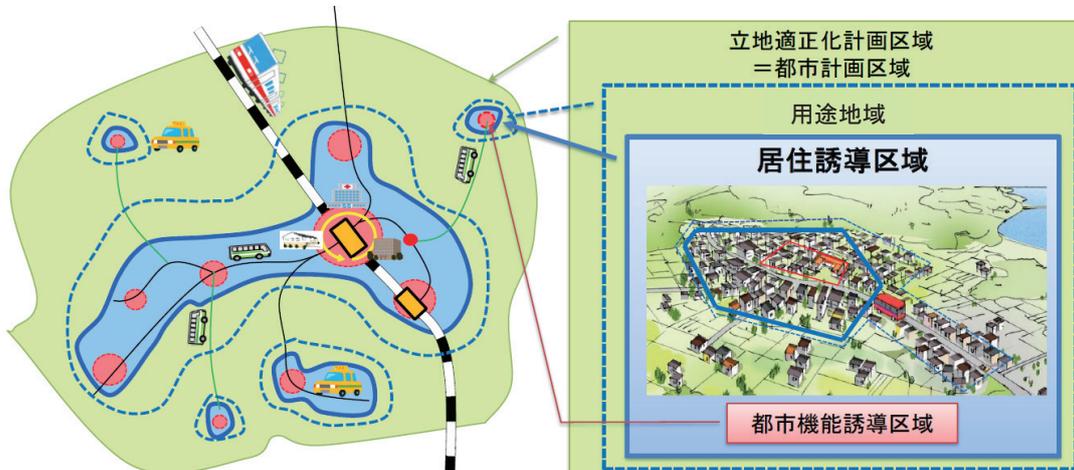
ただし、前頁「(4) 都市機能誘導区域の具体的な設定」に示した区域については、各種事業において安全性が確保されるため、都市機能誘導区域に含めることとします。

また、公表日以降に新たに指定された区域のうち、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域は都市機能誘導区域から除外するものとし、その他の区域については、除外を検討します。

## 7-3 居住誘導区域の設定

### (1) 基本的な考え方

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導しようとする区域を指します。（都市計画運用指針）



参考：「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」国土交通省都市局都市計画課

図 居住誘導区域のイメージ

#### ① 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

#### ② 居住誘導区域の設定にあたり、留意する要件

区域区分	対象となる区域 (うち下線部分が本市において 対象とすべき区域)
法令の規定により居住誘導区域に含まない区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域</li> <li>・保安林</li> </ul>
原則として居住誘導区域に含まない区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土砂災害特別警戒区域</u></li> <li>・<u>急傾斜地崩壊危険区域</u></li> </ul>
適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まない区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土砂災害警戒区域</u></li> <li>・<u>浸水想定区域</u></li> </ul>
慎重に判断を行う事が望ましい区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別用途地区（条例により住宅の建築が制限されている区域）</li> <li>・地区計画（条例により住宅の建築が制限されている区域）</li> </ul>

資料：「都市計画運用指針」国土交通省都市局都市計画課

## (2) 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域については、徒歩や公共交通により、都市機能誘導区域に比較的容易にアクセスできる区域を条件とし、日常生活サービスを持続的に確保するとともに、安心・安全に生活できる居住環境を確保可能な区域として設定します。また、都市の活力の維持・増進を図るためには、定住だけではなく、新たな居住者を呼び込むことも必要なため、子育て世代を居住誘導区域に誘導し、人口密度を維持することを目指します。

これらのことから、まちなか居住を推進する区域として、次の方針に基づき、居住誘導区域を設定します。

### 居住誘導区域の条件設定

誘導方針（ストーリー）	視点と条件設定
<b>誘導方針 1</b> <b>まちの賑わいと交流を 促進する拠点づくり</b> <b>○視点 1</b> 官民連携による新しい価値を創出する拠点づくり <b>○視点 2</b> 歴史的まちなみや公的資産等を活用した拠点づくり	<b>○徒歩による利便性の視点</b> ⇒ <b>条件 1 として設定</b> <b>○子育て環境の視点</b> ⇒ <b>条件 3 として設定</b>
<b>誘導方針 2</b> <b>多世代が活躍できる 場づくり</b> <b>○視点 3</b> 若者・子育て世代に向けた雇用や支援の場づくり <b>○視点 4</b> 多世代が交流・活躍できる場づくり	
<b>誘導方針 3</b> <b>安心して住み続けられる 環境づくり</b> <b>○視点 5</b> 歩いて暮らしやすい居住機能を向上させる環境づくり <b>○視点 6</b> 公共交通と連携した、利便性が高く安心して住み続けられる環境づくり	<b>○公共交通による利便性の視点</b> ⇒ <b>条件 2 として設定</b> <b>○安全性の視点</b> ⇒ <b>条件 4 として設定</b> <b>○快適性の視点</b> ⇒ <b>条件 5 として設定</b>

### (3) 居住誘導区域の設定手順

#### <視点>

#### <条件設定>

<b>条件 1</b> 徒歩による利便性の視点	徒歩による都市機能施設へのアクセス利便性が高く、居住誘導を推進するエリアとして、都市機能誘導区域より 300m のエリアを抽出
<b>条件 2</b> 公共交通による利便性の視点	現在・将来においても公共交通の利便性が高い区域として、「鉄道駅から 800m の圏域と市内循環バス停・地域公共交通網計画において、採算性の向上を目指していくとされている地域間幹線系統のバス停の利用圏域が重なる圏域」、または「市内循環バス停から 300m の圏域と地域公共交通網計画において、採算性の向上を目指していくとされている地域間幹線系統のバス停から 300m の圏域が重なる圏域」を追加
<b>条件 3</b> 子育て環境の視点	用途地域内において、子育て環境が充実している区域として、小学校・子育て支援施設から 300m の圏域が重なる圏域を追加
<b>条件 4</b> 安全性の視点	災害リスクの高い区域として、米代川・長木川・下内川浸水想定区域（0.5m 以上）・土砂災害危険区域・2007（平成 19）年洪水被害区域・2013（平成 25）年豪雨被害区域を除外
<b>条件 5</b> 快適性の視点	良好な居住環境にふさわしくない施設が立地する可能性がある工業系用途地域（工業専用地域・工業地域・準工業地域）の除外
<b>条件 6</b> 具体的な区域設定	条件 5 までに抽出された区域を基本とし、明示性のある道路（国道・県道・主要地方道・市道）を境界として、居住誘導区域を設定 ※道路の境界は、区域外側の道路端までを区域に含めることとします。

(4) 居住誘導区域の具体的な設定

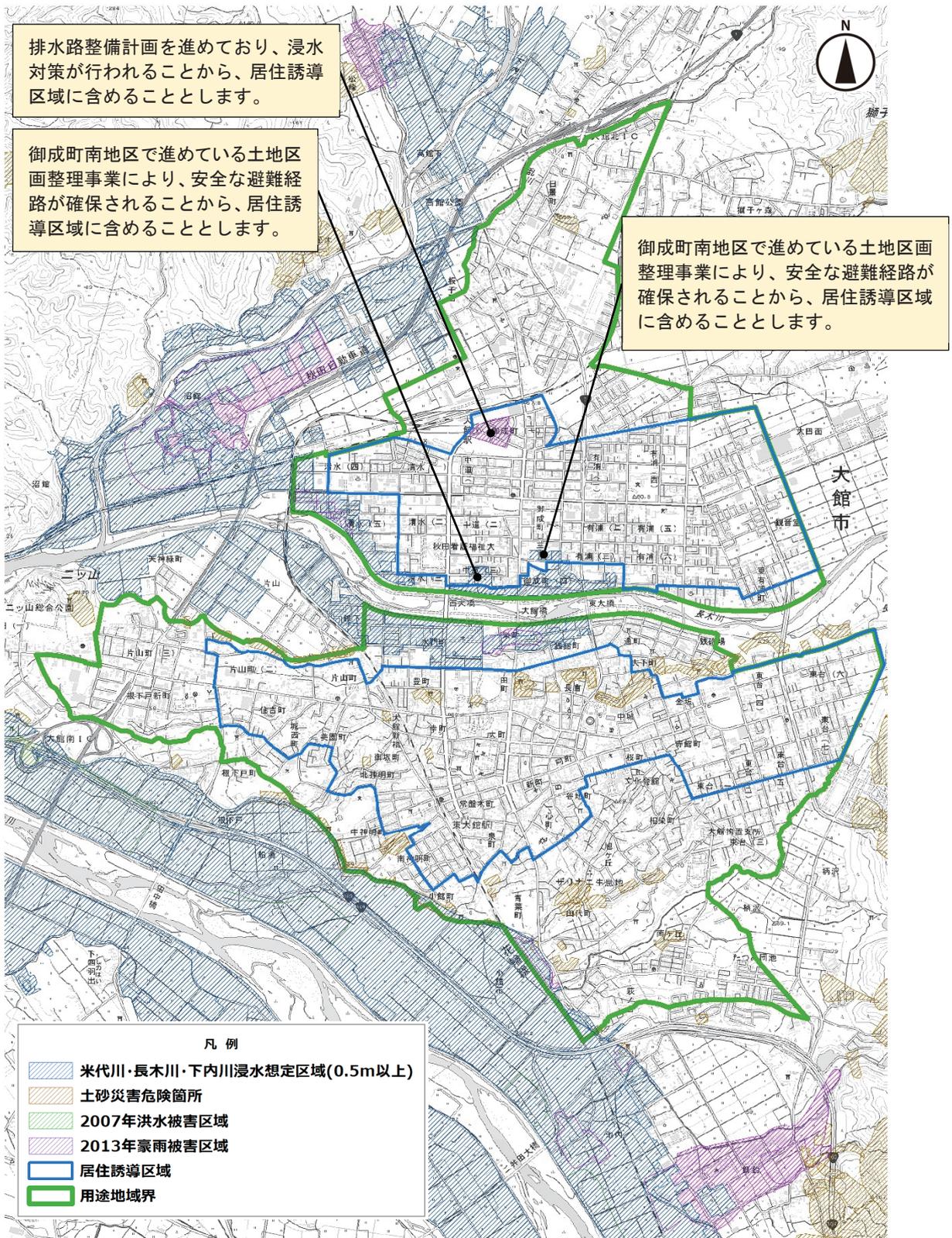


図 居住誘導区域の具体的な設定

## (5) 居住誘導区域

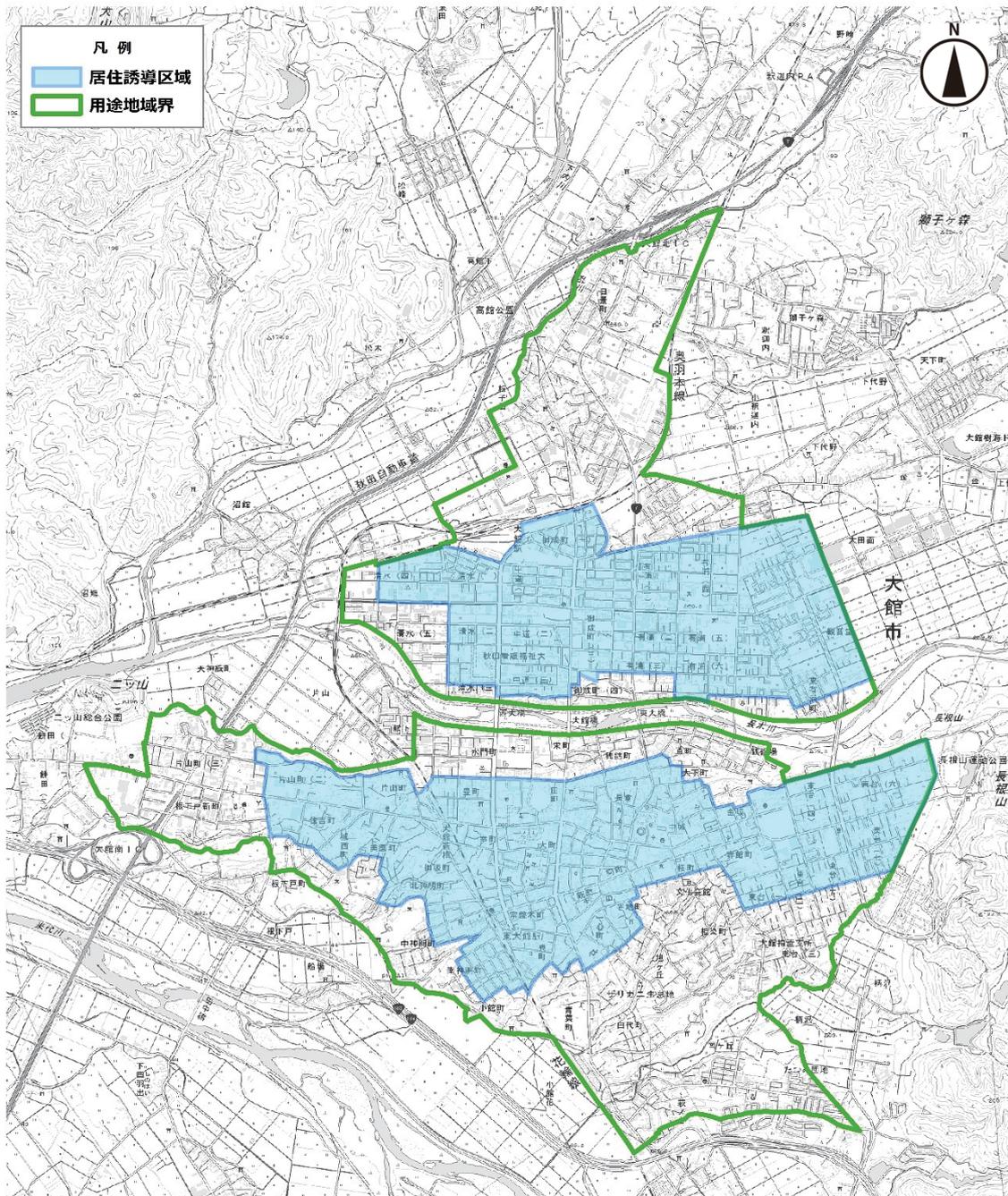


図 居住誘導区域

※居住誘導区域からの除外について

本計画の公表日時点において、米代川・長木川・下内川浸水想定区域（0.5m以上）、土砂災害危険区域に指定されている区域は除きます。

ただし、前頁「(4) 居住誘導区域の具体的な設定」に示した区域については、各種事業において安全性が確保されるため、居住誘導区域に含めることとします。

また、公表日以降に新たに指定された区域のうち、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域から除外するものとし、その他の区域については、除外を検討します。

## 7-4 誘導区域の総括図

## (1) 誘導区域図

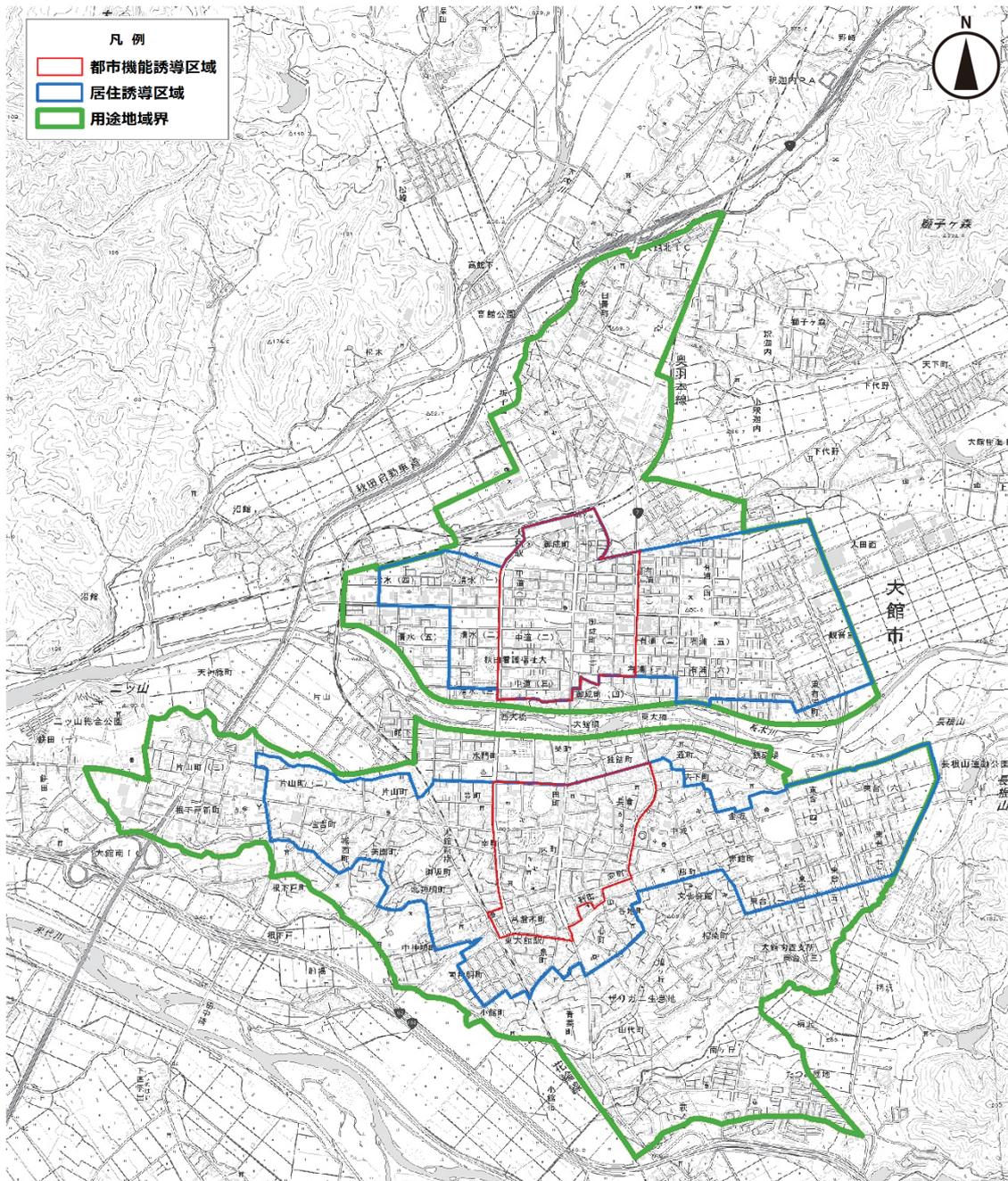


図 誘導区域図

※各誘導区域からの除外について

本計画の公表日時点において、米代川・長木川・下内川浸水想定区域（0.5m以上）、土砂災害危険区域に指定されている区域は除きます。

ただし、「7-3（4）居住誘導区域の具体的な設定」に示した区域については、各種事業において安全性が確保されるため、誘導区域に含めることとします。

また、公表日以降に新たに指定された区域のうち、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域は誘導区域から除外するものとし、その他の区域については、除外を検討します。

(2) 誘導区域図 (用途地域との重ね合わせ)

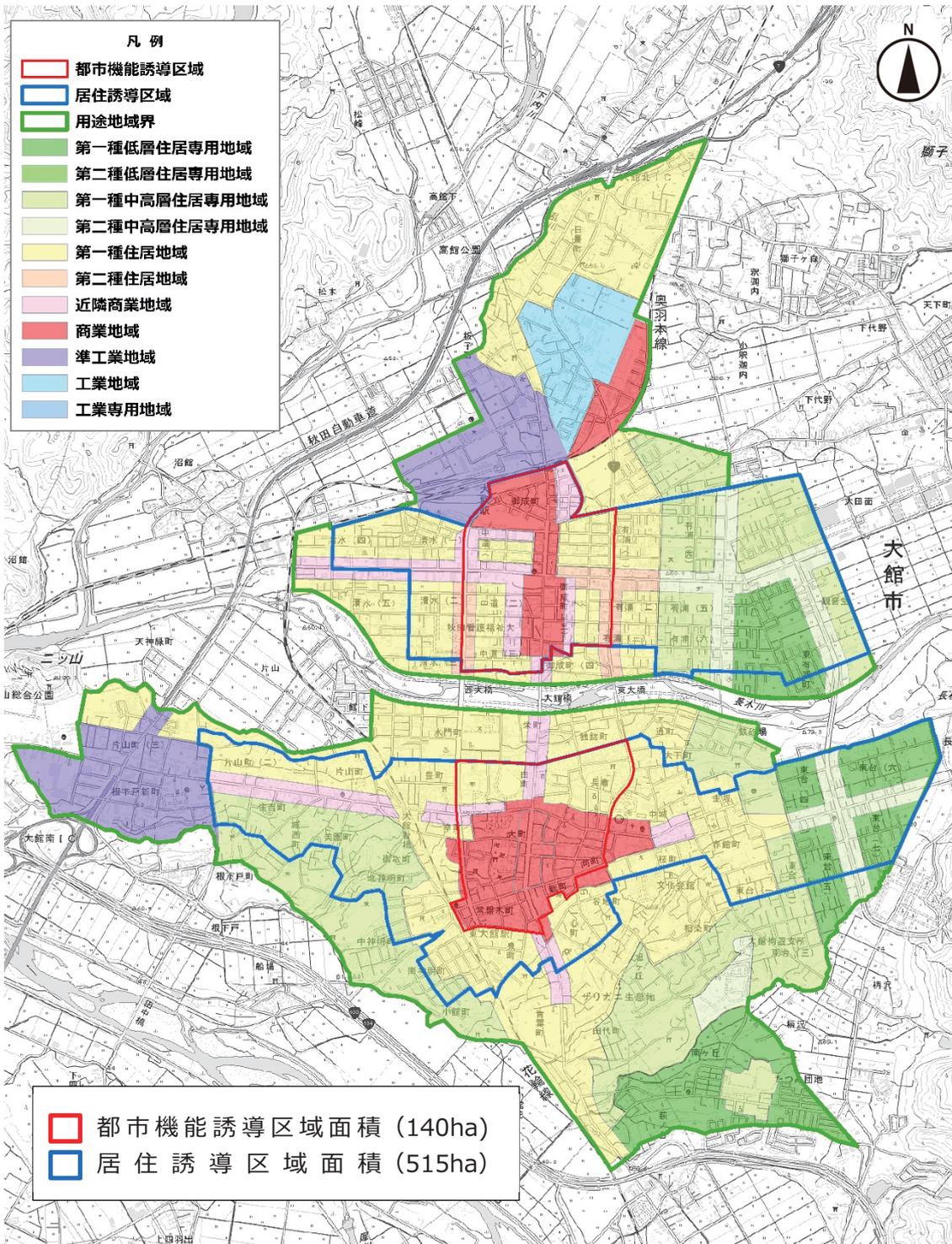


図 誘導区域図 (用途地域との重ね合わせ)

## 7-5 誘導施設の設定

本市では、人口減少や高齢化の進行、市街地の拡散、厳しい財政状況等により生じるさまざまな都市の課題に対応するため、まちづくりの方針（ターゲット）である「未来を担う若者が主人公となるまちなかの遊休不動産と歴史資源の活用」により、市民が快適に暮らし続けることができる健全な都市の持続を目指していきます。この実現に向けては、まちなかでの暮らしに必要な機能、まちなかの魅力向上に必要な機能を維持または誘導することが重要です。このため、まちづくりの方針（ターゲット）・誘導方針（ストーリー）に基づく将来的な必要性、また、都市の骨格構造に与える影響等を踏まえ、誘導施設を検討します。

### （1）基本的な考え方

誘導施設は、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

また、都市計画運用指針では、居住者の共同の福祉や利便性を図るという観点から、次のような施設が示されています。

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる認定こども園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設 等

なお、誘導施設は、市民の日常生活利便性の維持・向上のため、都市機能誘導区域内に設定する施設で、新しく立地を誘導する施設だけではなく、将来において都市機能誘導区域外に転出してしまうおそれがある既存の施設についても、必要に応じて設定します。

### （2）市内の施設立地状況の検証

本市の各拠点別に誘導施設の対象となる施設の立地状況を整理し、都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を検討する際の参考とします。

中核拠点、地域拠点で現状において施設が立地していない拠点区域については、他の拠点とのネットワーク化等によりアクセス性の向上を図ります。

表 施設の定義

機能・施設		定義
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に定める事務所のうち市役所
	支所・出張所（市民サービスセンター）	地方自治法第155条第1項に定める支所・出張所
医療	大規模病院等	以下のいずれにも該当する施設 ○医療法第1条の5第1項に定める病院で病床数が100床以上のもの ○医療・保健・福祉などの複合的な機能を有する施設
	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
	診療所（内科・小児科・産婦人科）	診療科目に内科、小児科、産婦人科のいずれかを含む医療法第1条の5第2項に定める診療所
	調剤薬局	医療法第1条の2第2項に定める調剤薬局
介護福祉	総合福祉拠点施設	高齢者・障がい者・母子及び児童福祉の複合的な拠点となる施設
	老人福祉センター	老人福祉法第5条の3に定める老人福祉センター
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に定める地域包括支援センター
	通所系介護福祉施設	老人福祉法第5条の2第3項に定める通所可能な介護福祉施設
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条で定めるサービス付き高齢者向け住宅
子育て	地域子育て支援拠点施設	児童福祉法第6条の3第6項に定める子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う施設
	子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）	母子保健法第22条第2項に定める妊娠から出産後まで切れ目ない支援を提供する施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定めるこども園
	保育所（保育園を含む）	児童福祉法第39条第1項に定める保育所
	幼稚園	学校教育法第22条に定める幼稚園
	事業所内託児所	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業に関する事業所内保育施設
	病児病後児保育施設 児童館等	児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業に関する病児保育施設 児童福祉法第40条に定める児童館等
商業	商業施設（店舗面積1,000m <sup>2</sup> 以上）	大規模小売店舗立地法第2条第1項に定める店舗面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の商業施設
	商業施設（店舗面積1,000m <sup>2</sup> 未満）	大規模小売店舗立地法第2条第1項に定める店舗面積が1,000m <sup>2</sup> 未満の商業施設
	コンビニエンスストア	経済産業省の商業統計の業態分類で定める飲食料品を扱い、売場面積が30m <sup>2</sup> 以上250m <sup>2</sup> 未満、営業時間が1日で14時間以上のセルフサービス販売店
金融	銀行	銀行法第2条第1項に定める銀行
	信用組合	中小企業等協同組合法に定める信用組合
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
	簡易郵便局	簡易郵便局法第7条第2項に定める簡易郵便局
教育・文化・交流	文化会館	主に地区住民の交流を目的として、文化・交流の活動を支える集会室等を有した文化会館
	図書館	図書館法第2条に定める図書館
	小学校	学校教育法第1条に定める小学校
	中学校	学校教育法第1条に定める中学校
	高等学校	学校教育法第1条に定める高等学校
	大学	学校教育法第1条に定める大学
	その教育機関	職業能力開発促進法に定める職業能力開発短期大学校 学校教育法第72条に定める特別支援学校
	公民館	社会教育法第20条に定める公民館
	博物館・記念館	博物館法第2条第1項に定める博物館等
スポーツ・レクリエーション施設・体育館	地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の活動拠点として、スポーツ・地域交流等の都市活動・コミュニティ活動を支えるスポーツ・レクリエーション施設・体育館	

表 市内の施設立地状況

機能		対象施設	立地状況		
			中心拠点	中核拠点	地域拠点
行政	中枢的な行政機能	市役所	○	—	—
	日常生活を営む上で必要となる行政窓口等の機能	支所・出張所・市民サービスセンター	○	○	—
医療	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる機能	病院	○	△ 扇田	—
	日常的な診療を受けられる機能	診療所（内科・小児科・産婦人科）	○	○	△
	上記と一体となって医療サービスを提供する機能	調剤薬局	○	△ 扇田	△
介護福祉	市全域の市民を対象とした福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	総合福祉拠点施設	○	—	—
	高齢者が通所により日々の介護等のサービスを受けられる機能	通所系介護福祉施設	○	○	△
	上記以外で、高齢者が日々の介護、見守りのサービスを受けられる機能	その他の介護福祉施設	○	○	△
	中高年齢者が安心して自立した生活を送れる居住空間を提供する機能	サービス付き高齢者向け住宅	○	—	△
子育て	市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	地域子育て支援拠点施設	○	—	—
	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けられる機能	その他の子育て支援施設	○	○	△
商業	多様なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能	商業施設（店舗面積 1,000m <sup>2</sup> 以上）	○	△ 扇田	△
	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能	商業施設（店舗面積 1,000m <sup>2</sup> 未満）、コンビニエンスストア	○	○	△
金融	決済や融資等の金融機能を提供する機能	銀行、信用組合	○	○	△
	日々の引き出し、預け入れ等ができる機能	郵便局、ATM	○	○	△
教育・文化・交流	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能	文化会館、栗盛記念図書館	○	—	—
	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能	その他の図書館、教育施設、公民館、博物館・記念館、スポーツ・レクリエーション施設	○	○	△

○：立地 △：一部の拠点にのみ立地 —：立地していない

### (3) 設定方針

まちづくりの方針（ターゲット）・誘導方針（ストーリー）を踏まえた誘導施設の設定方針及び想定される施設は、次のとおりです。

誘導施設の設定にあたっては、市民の生活を支える都市機能のうち、市全体やさらに広域からの利用が見込まれる都市機能を誘導施設とすることを基本とします。

誘導方針（ストーリー）	設定方針	誘導施設
<p><b>誘導方針 1</b> <b>まちの賑わいと交流を促進する拠点づくり</b></p> <p>○視点 1 官民連携による新しい価値を創出する拠点づくり</p> <p>○視点 2 歴史的まちなみや公的資産等を活用した拠点づくり</p>	<p>商店街、商業施設の賑わい創出や、まちなかにおける買い物の場を確保します。</p>	<p>○商業施設 (店舗面積 1,000m<sup>2</sup>以上)</p>
<p><b>誘導方針 2</b> <b>多世代が活躍できる場づくり</b></p> <p>○視点 3 若者・子育て世代に向けた雇用や支援の場づくり</p> <p>○視点 4 多世代が交流・活躍できる場づくり</p>	<p>子育て世代を総合的に支援し、拠点機能を確保します。</p> <p>福祉機能を含む多世代交流の拠点施設を確保します。</p>	<p>○地域子育て支援拠点施設</p> <p>○総合福祉拠点施設</p> <p>○通所系介護福祉施設</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅</p>
<p><b>誘導方針 3</b> <b>安心して住み続けられる環境づくり</b></p> <p>○視点 5 歩いて暮らしやすい居住機能を向上させる環境づくり</p> <p>○視点 6 公共交通と連携した、利便性が高く安心して住み続けられる環境づくり</p>	<p>安心して住み続けられるよう、総合的な医療サービスを受けることができる機能を確保します。</p>	<p>○大規模病院等 次のいずれにも該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床数 100 床以上の病院</li> <li>・医療・保健・福祉等の複合的な機能を有する施設</li> </ul>

(4) 誘導施設の設定

都市機能誘導区域内に既に立地している都市機能の充足状況及びまちづくりの方針(ターゲット)・誘導方針(ストーリー)からみた設定方針を踏まえて、次のとおり誘導施設を設定します。

                     : 本市が誘導施設として設定する施設

未来を担う若者が主人公となるまちなかの遊休不動産と歴史資源の活用

都市機能	施設名	設定理由	誘導方針1 まちの賑わいと交流を促進する拠点づくり	誘導方針2 多世代が活躍できる場づくり	誘導方針3 安心して住み続けられる環境づくり
行政	市役所本庁舎	現地周辺での建替えを予定しており、機能を維持するため、誘導施設として設定しない。	○		
医療	大規模病院等 (100床以上、かつ医療・保健・福祉などの複合的な機能を有する病院)	医療サービスだけではなく、保健・福祉等を含めた総合的なサービスを受けることができる環境を確保するため、誘導施設として設定し、機能の維持を図る。			○
	病院(20床以上)				○
	診療所(内科・小児科・産婦人科)	現時点では充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。			
	調剤薬局				
介護福祉	総合福祉拠点施設	南側に立地する総合福祉センターが拠点機能を担っているが、庁舎建替えに伴う一部機能の流出が想定され、現施設での機能維持・強化、または新たな施設での機能確保が求められているため、誘導施設として設定し、整備を検討する。			
	通所系介護福祉施設	高齢者がまちなかで必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりが求められていることから、誘導施設として設定し、機能の確保・維持を図る。	○	○	
	サービス付き高齢者向け住宅	中高年齢者が安心して自立した生活を送れる居住空間の提供が求められていることから、誘導施設として設定し、機能の確保・維持を図る。			
	その他の介護福祉施設(福祉センター・地域包括支援センター)	現時点では充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。			
子育て	地域子育て支援拠点施設	北側に立地する児童会館に併設されているが、中心となる機能を持つ専用の子育て支援施設が求められているため、誘導施設として設定し、整備を検討する。		○	
	その他の子育て支援施設(認定こども園、保育所、幼稚園、事業所内託児所、児童館・児童センター等)	現時点では充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。			
商業	商業施設 (店舗面積1,000m <sup>2</sup> 以上)	商店街、商業施設の賑わい創出や、まちなかにおける買い物の場の確保が課題であるため、誘導施設として設定し、機能の誘導・維持を図る。	○		
	商業施設(1,000m <sup>2</sup> 未満)、コンビニエンスストア	現時点では充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。			
金融	銀行・信用組合・郵便局	現時点では充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。	○		
教育文化交流	文化会館、図書館、教育施設、公民館、博物館・記念館、スポーツレクリエーション施設	現時点では充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。	○	○	

